

65歳以上の公的年金受給者で 個人住民税を納税されている方へのお知らせ

平成21年10月から個人住民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収制度)が始まります。

現在、公的年金を受給されていて個人住民税を納税する義務のある方は、納付書や口座振替(普通徴収)により納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する社会保険庁などの年金保険者が個人住民税を年金から引き落とし、町へ直接納めるように納税方法を変更するものです。

○ 対象となる方

4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方です。

ただし、「介護保険料が公的年金から引き落としされていない方」や「引き落としされる個人住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは対象となりません。

○ 対象となる公的年金

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。

障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは、引き落としはされません。

○ 引き落としされる税額

公的年金所得の金額から計算した税額のみです。

給与所得や事業所得などから計算した税額は、これまでどおりの方法により納めていただくことになります。

○ 引き落としが中止となる場合

転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止になり、普通徴収により納めていただくことになります。

○ 実施時期

平成21年10月支給分の年金からです。

そのため、引き落としが始まる21年度の個人住民税は、公的年金所得に係る年税額の1/2を普通徴収により納めていただき、残りの1/2を10月、12月、2月に支給される年金から3回に分けて引き落としさせていただきます。

○ 問合せ先 税務課

